

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
11月5日
(火曜日)

目次

- 公告
 - 国土調査の成果の認証(地域政策課).....
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
 - 地域森林計画の案の縦覧(森林企画課).....
 - 地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....
 - 一般競争入札の実施(水産振興課).....
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 教委規則
 - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....



(三七四) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年十一月五日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 山本 繁太郎

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

下関市	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年二月十二日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
宇部市	平成二十三年四月十二日から平成二十五年二月二十日まで	宇部市地籍簿	大字船木の一部
山陽小野田市	平成二十三年四月二十五日から平成二十五年二月四日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田の一部

二 認証年月日

平成二十五年十一月五日

(三七五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十一月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 コミュニティスポーツくすのき

代表者の氏名 境 憲一

主たる事務所の所在地 宇部市大字西万倉一五一八番地の五

三 定款に記載された目的

様々なスポーツ活動や、地域に根ざした文化活動の振興に関する事業を行い、會員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図るとともに、地域住民の「健康づくり」、「体力づくり」、「生きがいづくり」及び子どもの健全育成に努め、地域コミュニティの発展と地域文化の維持・向上に寄与すること。

(三七六) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、豊田森林計

画区に係る民有林について、平成二十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十五年十一月五日から同月二十九日まで

(三七七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十五年十一月五日から同月二十九日まで

(三七八) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十五年十一月五日から同月二十九日まで

(三七九) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十五年十一月五日から同月二十九日まで

(三八〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年十一月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業調査船くろしおの中間検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成二十六年一月十日から同年二月二十八日までの間

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十二号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県水産研究センター総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県水産研究センター総務課

(三) 受領期限
平成二十五年十二月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年十二月十八日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター会議室

(二) 日時
平成二十五年十二月十八日午前十時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者
山口県水産研究センター所長 井玉 貢

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県水産研究センター総務課(電話〇八三七―二六一〇七一)に問い合わせる。

十一 Summary
(1) Branch office in charge of contract: Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the fisheries research vessel *Kuroshio*

(3) Term of the contract: From January 10, 2014 to February 28, 2014

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 0837-26-0711)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 17, 2013
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. December 18, 2013)

「200」を「180」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項中

40
40
40

を

40
40
30

に

改め、同表山口県立田部高等学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立西市高等学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立長府高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立豊北高等学校の項中「70」を「60」に改め、同表山口県立萩商工高等学校の項中「40」を「35」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年十一月五日
印刷発行

発行所

山口県知事庁